

③ 高齢者を介護している家族へのサービス

【問い合わせ先】 健康長寿課高齢者担当

○ 介護者疲労回復事業

在宅で高齢者の介護を常時行っている方に、鍼・灸・マッサージの施術に要する費用の一部、または入浴施設における入浴費用の一部を助成します。

【対象者】 要介護度3～5の方を在宅で介護している介護者

【支給内容】 要介護者1人につき介護者1人、年6枚上限。

利用券1枚につき1,000円助成。

申請月	4・5 月	6・7 月	8・9 月	10・1 1月	12・1 月	2・3 月
交付枚数	6枚	5枚	4枚	3枚	2枚	1枚

○ 家族介護者慰労金支給事業

1年間介護保険によるサービスを全く利用していない（7日以内のショートステイ利用は除く。）高齢者を在宅で介護した親族に慰労金を支給します。

【対象者】 以下の要件すべてに該当する方

- ・ 要介護4または要介護5の認定を受けている高齢者を在宅で介護している方
- ・ 介護する親族が同居していること
- ・ 1年間の起算日において、世帯全員が住民税非課税であること
- ・ 介護する親族が、介護に当たり報酬を受けていないこと
- ・ 介護保険サービスを1年間利用していないこと。

【支給内容】 1親族につき 年10万円



○ 介護者訪問健康相談事業

高齢者を在宅で介護している介護者の方を保健師等が家庭訪問し、介護に対する相談や介護者自身の心身の健康相談に応じます。